

耐震診断補助制度の概要

1、耐震診断とは

耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているかを耐震診断技術者※が調査・評価するもので、耐震診断の結果、上部構造評点※が 1.0 未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があると言われてています。

耐震診断技術者

ア：一般財団法人日本建築防災協会が、原則、24 年度以降に主催する「木造耐震診断資格者講習」の受講修了証明書の交付を受けた者。

イ：公益社団法人大阪府建築士会が、原則、平成 24 年度以降に主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」の受講修了者名簿に登録された者。

※(イ)は建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士であること。

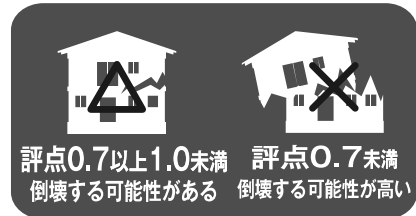
上部構造評点

$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{現に住宅が保有している耐力（保有耐力）}}{\text{大地震動に対し住宅が求められる耐力（必要耐力）}}$$

上部構造評点は、建物の耐震性能を評価するもので、数値によって次のように判定されます。



評点1.5以上 倒壊しない
評点1.0以上1.5未満 一応倒壊しない



評点0.7以上1.0未満 倒壊する可能性がある
評点0.7未満 倒壊する可能性が高い

2、診断補助制度の概要

| | | | |
|-----------|---|------|---|
| 補助対象となる建物 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一戸建て住宅、長屋、共同住宅で現に居住若しくは使用されているもの又はこれから居住若しくは使用するもの。 | | |
| 補助内容 | 予算の範囲内で、耐震診断費用（補修費、修繕費、耐震設計費などは含みません）の一部を補助します。 <table border="1"><tr><td>木造住宅</td><td>耐震診断費用の 10 分の 9 の額又は 一戸あたり 45,000 円のいずれか低い金額</td></tr></table> ※長屋・共同住宅の場合は、補助の限度額は 100 万円となります。 | 木造住宅 | 耐震診断費用の 10 分の 9 の額又は 一戸あたり 45,000 円のいずれか低い金額 |
| 木造住宅 | 耐震診断費用の 10 分の 9 の額又は 一戸あたり 45,000 円のいずれか低い金額 | | |
| 補助金の計算例 | 計算例 1 一戸建の木造住宅で耐震診断費用が 6 万円の場合 診断費用の 10 分の 9 は 54,000 円ですが、一戸あたり 45,000 円が上限となるため、補助金額は 45,000 円となります。 | | |
| 補助対象者 | ①建物の所有者 ②建物の管理者（区分所有の場合） | | |

※ 交付決定通知前に耐震診断に着手された場合は、補助金を交付できませんので、事前に必ずご相談ください。

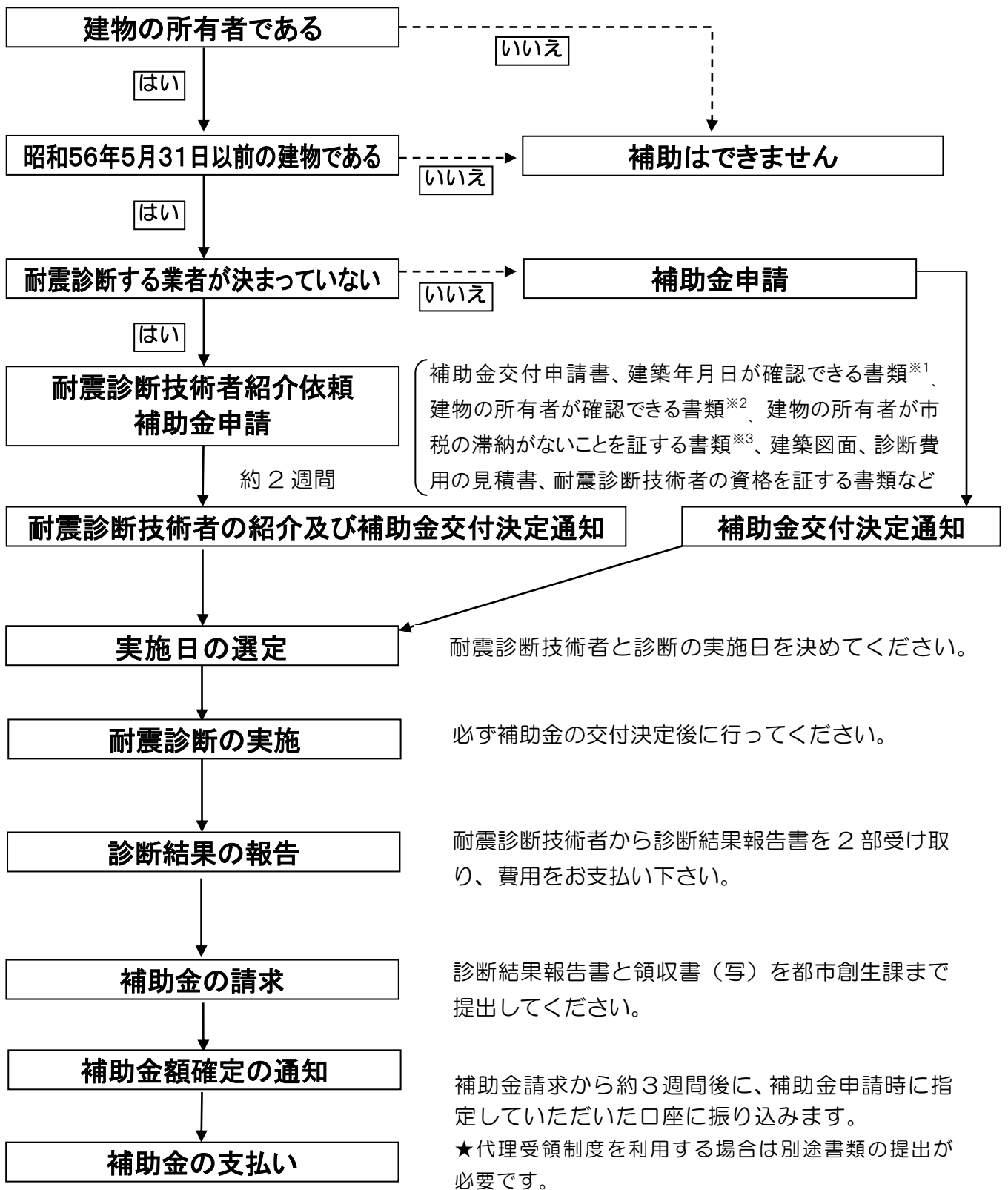
※ 補助金の支払いについては、申請者が耐震診断費用から補助金額を差し引いた残額を業者に支払い、補助金を市から直接業者に支払う「代理受領制度」を実施しています。

<例> 耐震診断費用 50,000 円 - 補助金 45,000 円 = 申請者支払額 5,000 円

◎市から業者に補助金分を支払うため、申請者の初期費用負担が軽くなります。

当制度を利用する場合は、代理受領委任状と代理受領に係る確認書の提出が必要です。

3、診断補助手続の流れ



補助金申請時の添付書類の補足説明

※1 建築年月日が確認できる書類とは、固定資産税の納税通知書、当該建物の建築確認通知書（写）・検査済証（写）・固定資産税評価証明書（建築年月日の記載のあるもの）・登記事項証明書（建築年月日の記載のあるもの）などを言います。

※2 建物の所有者が確認できる書類とは、固定資産税の納税通知書、固定資産税評価証明書、登記事項証明書などを言います。

※3 市税の滞納がないことを証する書類とは、完納証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税）を言います。